

パラオ共和国 (Republic of Palau)

通 信

I 監督機関等

公共インフラ産業省通信局

Ministry of Public Infrastructure and Industries-Bureau of Communications

URL	https://www.palau.gov.pw/executive-branch/ministries/public-infrastructure/
所在地	P.O. Box 6051 Koror, 96940 PALAU
幹 部	Charles I. Obichang (公共インフラ産業大臣／Minister)

所掌事務

2017 年 12 月に成立した「2017 年パラオ電気通信法 (Palau Telecommunications Act of 2017)」に基づき、公共インフラ産業省内に設置された電気通信規制機関である。電気通信及び放送規制、相互接続ルール、事業者免許の発行、電話番号管理、周波数の割当て、電気通信機器規制を所掌する。なお、2021 年 4 月の「2017 年パラオ電気通信法」改正法 (RPPL 11-4) により、新規の電気通信事業者免許の発行や周波数の割当ては 2025 年まで猶予されることとなった。

II 法令

2017 年パラオ電気通信法 (Palau Telecommunications Act of 2017 (RPPL 10-17))

2017 年 12 月に成立。海底ケーブル保護措置の確立、通信局の設置、電気通信市場への新規参入促進、パラオ国营通信公社 (Palau National Communication Corporation : PNCC) の業務範囲の拡大等が規定されている。

III 政策動向

1 免許制度

「2017 年パラオ電気通信法」第 302 条及び 402 条に基づき、通信局は電気通信事業者免許の発行並びに監督権限を有している。免許の種類は設備事業者向けの「個別免許 (Individual License)」、サービス事業者向けの「クラス免許 (Class

License)」の2種類である。新規免許の発行は、PNCCの経営状況の悪化等を理由に2025年まで猶予されている。

2 競争促進政策

相互接続

「2014年電気通信法」第413条に基づき、通信局は相互接続規則を提案し、競争と投資の促進、事業者間の相対交渉による合意の奨励、相互運用性の確保、紛争解決プロセスの確立、標準条件と料金原則の定義、義務付けすべき相互接続及びアクセス・サービスの特定、相互接続約款（RIO）及びアクセス約款（RAO）に関する規則の制定等に関する権限を有している。

3 ICT政策

デジタル居住プログラム

パラオ政府は2022年12月、「デジタル居住法（Digital Residency Act）」を成立させ、パラオ市民ではない者が、パラオに物理的に居住することなく、パラオのデジタル居住者となることを可能にするプログラムを導入した。

デジタル居住プログラムは、世界中の申請者に物理的なIDカードとブロックチェーン・ベースのデジタルIDの双方を提供することが可能なプログラムである。このデジタルIDではブロックチェーン技術であるRNS(Root Name System)を利用している。

申請者は248USDの申請料を支払い、パラオでの滞在を最長180日まで延長できるほか、選挙での投票、保険プランの購入、ローン申請、年齢確認、銀行口座や証券口座、KYC/AML（マネーロンダリング防止のための本人確認）要件等にデジタルIDを使用することができる。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

「2017年パラオ電気通信法」第302条、426条及び427条に基づき、通信局は電気通信機器の運用に関する技術標準を特定かつ承認する権限を有している。また、この標準を満たさない電気通信機器がネットワークに接続した場合、電気通信事業者は当該の通信を拒否することができると規定されている。

V 事業の現状

1 固定電話

PNCCが国内唯一の固定電話提供事業者である。「2017年パラオ電気通信法」により市場の自由化が目指されたが、主としてPNCCの経営状況に対する懸念から、2025までは新規参入は見送られることとなり、同年まで市場独占が継続する。

2 移動体通信

PNCC の移動体通信子会社パラオセル（PalauCel）が国内唯一の移動体通信提供事業者であり、2G、3G 及び 4G サービスを提供している。

2006 年 8 月に競争事業者 Palau Mobile Corporation（PMC）が市場に参入したが、経営不振のため 2014 年に撤退している。

その後、「2017 年パラオ電気通信法」により市場の自由化が目指されたが、主として PNCC の経営状況に対する懸念から、2025 年までは新規参入は見送られることとなり、同年まで市場独占が継続する。

なお、2023 年 6 月、米国貿易開発庁（United States Trade and Development Agency：USTDA）は PNCC に対し、5G サービスの導入を見据えた、オープン RAN 技術を採用した移動体通信網の近代化への支援を表明した。

3 インターネット

固定ブロードバンドの提供事業者は PNCC と民営事業者パラオ・テレコム（Palau Telecoms）の 2 社である。PNCC は有線（DSL 及び FTTx）、固定無線アクセス、衛星接続によりブロードバンドを提供しているが、パラオ・テレコムは WiMAX 規格を採用した固定無線アクセスのみを提供している。

VI 運営体

パラオ国营通信公社（PNCC）

Palau National Communication Corporation

Tel.	+ 680 587 9000
URL	https://www.pnccpalau.com/
所在地	P.O. Box 99, Koror, 96940 PALAU
幹 部	Simon M. Fraser（最高経営責任者／CEO）

概要

1982 年に設立された政府完全所有の通信事業者である。「パラオ国家法典（Palau National Code）」第 15 編第 3 章「通信」を設立根拠としている。固定通信（有線、固定無線、衛星）、移動体通信、インターネット、デジタル放送等のサービスを提供している。インテルサット（Intelsat）との協力により遠隔島嶼に移動体通信網へ拡張する試みや国内の公立学校すべてに高速光ファイバ網を接続する等の施策により、パラオ全国域におけるデジタル環境の構築に積極的にかかわっている。

放 送

I 監督機関等

公共インフラ産業省通信局

(通信／I の項参照)

所掌事務

放送分野に関しては、「パラオ国家法典」第 15 編「通信」の規定に基づき、放送コンテンツの規制や免許付与を所掌する。

II 法令

「パラオ国家法典」第 15 編「通信」(Palau National Code Title 15 - Communications)

第 4 補章「AM、FM ラジオ放送局及びテレビ放送局の規制」により、放送事業が規制されている。放送内容の記録及び保持の義務付け、免許要件や罰則に関する規定を定めている。

III 政策動向

1 免許制度

放送事業の免許は「パラオ国家法典」第 15 編第 3 章「通信」第 4 補章「AM、FM ラジオ放送局及びテレビ放送局の規制」に基づき付与される。放送事業免許は AM ラジオ局、FM ラジオ局、テレビ局の 3 種である、免許の有効期限は 4 年間を超えないとされる。外国政府及び外国企業は免許を取得することができない。国内企業であっても、外国政府及び外国企業が 5 分の 1 以上の株式を直接保有する場合、また、4 分の 1 以上の株式を間接保有する場合は免許を取得することができない。

2 地上デジタル放送

2022 年に更新された ITU 作成の「地上デジタルテレビの移行状況 (Status of the Transition to Digital Terrestrial Television)」によれば、パラオでは地上デジタル放送は開始されておらず、アナログ停波予定や放送規格等も不明とされている。

3 国際支援

2022 年 9 月、日本が国連開発計画 (UNDP) を通じて実施している、パラオへの災害対応・防災支援事業 (総額 750 万 USD) により建設された AM ラジオ塔

が引き渡された。パラオには 2012 年、2013 年及び 2021 年に大型の台風が襲来し、既存の AM ラジオ塔は大きな損傷を受け使用不可能となり、パラオ中心部と地方部及び離島部を結ぶ通信手段が脆弱な状況が続いていた。この AM ラジオ塔がカバーするエリアは、北はカヤンゲル島、南はパラオ中心部から約 600km 離れた南西諸島（ソンソロール州・ハトホベイ州）までパラオ全域に及ぶとされる。

IV 事業の現状

1 ラジオ

政府所有の T8AA（ブランド名：Eco Paradise）が AM と FM の 2 系統で国営放送を実施している。民間事業者では WWFM、KRFM の 2 社が FM 放送を実施している。また、オーストラリアの公共放送 ABC が 2023 年に T8AA と提携し、国際放送を実施している。

2 テレビ

パラオでは地上テレビ放送は実施されていない。

3 衛星放送・ケーブルテレビ

PNCC 等のケーブルテレビ事業者 4 社が放送を実施している。主に米国のコンテンツを中心とした国際チャンネルが放送されている。

V 運営体

T8AA

Tel.	+680 488 2417
URL	https://www.facebook.com/divisionofmedia

概要

国営放送局であり、FM 放送、AM 放送を各 1 系統で放送している。放送局の運用は PNCC が実施している。2022 年 3 月には 2021 年 4 月の台風被害からの FM 放送設備復興について、日本の「草の根・人間の安全保障無償資金協力（Grant Assistance for Grassroots Human Security Projects：GGP）」から、総額 7 万 3,925USD の無償資金供与を受けることが発表された。

電 波

I 監督機関等

公共インフラ産業省通信局

(通信／I の項参照)

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

通信局が電波監理を所掌しており、「2017 年パラオ電気通信法」第 404 条に基づき、周波数の免許、周波数の割当て及び調整等の業務を実施している。

2 周波数免許

「無線周波数免許規則 (Radio Frequency Licensing Rules)」の付則 1「周波数免許の種類」では、以下の周波数使用免許が指定されている。2024 年 9 月現在、同規則は草案の段階にある。

- ・移動体通信 (cellular mobile) 免許 (免許期間 15 年)
- ・固定サービス免許 (免許期間 15 年)
- ・陸上移動無線免許 (免許期間 10 年)
- ・政府使用免許 (免許期間 15 年)
- ・特別一時使用免許 (免許期間 2 年以内、テストや災害時の周波数免許)
- ・その他無線通信サービス免許 (免許期間は状況による)

また、同規則では、無線局免許についても以下のとおり指定されている。

- ・航空無線局免許 (免許期間 5 年)
- ・アマチュア無線局免許 (免許期間 5 年)
- ・中波／短波固定移動無線局 (HF-MF Fixed and Mobile Stations) 免許 (免許期間 10 年)
- ・船舶無線局免許 (免許期間 5 年)
- ・衛星地上局免許 (免許期間 5 年)
- ・その他無線局免許 (免許期間の記載なし)

III 周波数分配状況

「2017 年パラオ電気通信法」第 503 条に基づき、通信局は周波数割当計画 (Frequency Allocation Plan) を策定し、随時更新している。同計画では国内の効率的な周波数割当とともに、ITU 等の国際機関との協調が求められている。周波数分配表は公表されていない。